

## 20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きを

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度です。

国民年金は、国が責任をもって運営していますので、支給される年金の半分の額が国の税金から負担されるなど、とても有利で安心な制度です。

### 義務と権利

日本国内にお住まいの20歳から60歳になるまでのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、年金を受け取る権利があります。

### 加入の手続き

学生や自営業者などの方で、20歳になって第一号被保険者となる方は、読谷村役場で手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第二号被保険者の方や、その第二号被保険者に扶養される配偶者の第三号被保険者の方は、勤務先の事業所が加入手続きを行いますので、個別の手続きは必要ありません。

### 保険料の猶予・免除

国民年金の第一号被保険者の平成24年度の保険料額は、月額14,980円です。

学生であるなど、収入が少ないために国民年金保険料の納付ができない場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる制度があります。

この申請を行わないまま、国民年金保険料が未納となっていると、老後の年金を受けられなかったり、年金額が低くなる恐れがあります。また、「万が一」のときに障害年金が受け取れないなどの思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方のご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

また、学生以外の一般の自営業者の方などは、経済的な理由等により保険料の納付が困難なときに、ご本人の申請によって「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」を利用することもできます。

申請手続きなど詳しくは、読谷村役場住民年金課、または最寄りの年金事務所にお問い合わせください。



お問い合わせ：読谷村役場 1階住民年金課 ☎982-9207  
：コザ年金事務所 ☎933-3437

## あなたの土地ではありませんか？

沖縄県管理の所有者不明土地

	市町村名	字名	小字名	地番	地目	地積 (㎡)
1	読谷村	喜名	松川原	375	畑	190
2	読谷村	喜名	東原	786	原野	139
3	読谷村	喜名	福地原	1238	田	52
4	読谷村	喜名	親子比利原	1423	田	480
5	読谷村	喜名	太川原	1536	田	120
6	読谷村	喜名	外部原	1849	田	18
7	読谷村	喜名	外部原	1882	田	72
8	読谷村	喜名	外部原	1953	田	73
9	読谷村	喜名	外部原	1955	田	200
10	読谷村	喜名	外部原	2020	保安林	92
11	読谷村	喜名	外部原	2033	田	80
12	読谷村	喜名	外部原	2036	田	55
13	読谷村	瀬名波	池之端原	500	原野	97
14	読谷村	瀬名波	東原	648	原野	69
15	読谷村	瀬名波	東原	651	原野	203
16	読谷村	瀬名波	半多原	719	原野	560
17	読谷村	瀬名波	半多原	736	原野	359
18	読谷村	瀬名波	半多原	737	原野	423
19	読谷村	瀬名波	半多原	745	原野	593
20	読谷村	瀬名波	川平原	823	原野	1196
21	読谷村	瀬名波	拝之後原	1090	原野	514
22	読谷村	瀬名波	拝之後原	1091	原野	464
23	読谷村	瀬名波	鏡地折口原	1277	原野	68
24	読谷村	楚辺	大添原	1384	畑	245
25	読谷村	楚辺	大添原	1385	畑	387
26	読谷村	楚辺	高土原	2314	原野	419
27	読谷村	長田	与那田原	280	原野	417
28	読谷村	長浜	二石原	2381	原野	787
29	読谷村	長浜	多幸原	3315	田	170
計				29筆		8542

読谷村管理の所有者不明土地

	市町村名	字名	小字名	地番	地目	地積 (㎡)
1	読谷村	儀間	二重兼久	531	墓地	121
2	読谷村	儀間	二重兼久	573	墓地	52
3	読谷村	儀間	二重兼久	576	墓地	64
4	読谷村	儀間	二重兼久	578	墓地	224
5	読谷村	長浜	二石原	2382	墓地	71
合計				5筆		532

## 所有者不明土地

心当たりの方は読谷村役場又は、沖縄県へご連絡下さい。

沖縄県土地整理法（明治32年第59号）に基づき作成された沖縄本島及び周辺離島の公図、公簿類は去った大戦によって焼失してしまいました。

米軍は占領政策を遂行するうえで土地所有権を中心とする公図、公簿類の早急な再製の必要性から布令、布告等を次々に発し、公有地及び私有地の土地所有権を確定するための土地所有権認定作業（1946年～1951年）が行われました。

この所有権認定作業時に、何らかの事情により所有者から申請のなかった土地、申請はされたが所有権証明書を受領がなかった土地、所有権証明書を受領したが土地登記所への登記申請がなされなかった土地が所有者不明土地となり現在に至っています。

所有者不明土地は、去った大戦以前は所有者のいた私有地の性格を持つものであり、真の所有者へ返還すべき県民の大切な財産です。

心当たりのある方は、読谷村役場企画財政課又は、沖縄県管財課へご連絡ください。情報提供等でも構いません。お気軽にお電話ください。

読谷村役場 企画財政課

☎982-9205

沖縄県 管財課

☎866-2106

